

# 9 交通機関、自動車

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナバード

## 鉄道運賃割引

身 知



全国のJRや私鉄の運賃が半額になります。

障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が「第〇種」になっているかご確認ください。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・同行する介護者				割引率
割引内容	第1種 障がい者	乗車する人	乗車券種類	割引対象者	割引率
		本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	本人・介護者	半額
	第2種 障がい者	本人単独	普通乗車券	本人 (片道100kmを超える場合のみ)	半額
		本人・介護者	定期乗車券	本人・介護者(12歳未満の障がい児が、定期券を利用する場合のみ)	半額
	京成電鉄 (第1、2種 共通)	本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	本人・介護者	半額
		本人単独	普通乗車券	本人	半額
利用方法	・切符の場合…小児切符を購入し、駅員に障害者手帳を提示 ・ICカードの場合…乗車駅では自動改札機を通り、下車駅で駅員に障害者手帳を提示して精算(Suica、PASMO等)				
窓口	・鉄道各駅 ・各社問い合わせセンター		JR東日本 京成電鉄	お問い合わせセンター 旅客サービス課	050-2016-1600 047-712-7149
※鉄道各社で利用方法や割引内容が異なる場合がありますので、事前にご確認ください。					

## バス運賃割引

身 知 精



バス運賃が半額になります。市のコミュニティバスききょう号も運賃が半額(50円)になります。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・同行する介護者			割引率		
割引内容	第1、2種共通	乗車券種類				
		普通乗車券 定期乗車券	半額(定期は3割引)			
※精神障害者保健福祉手帳の方は、バス会社により対象とならない場合があります。						
利用方法	運賃支払い時、定期券購入時に障害者手帳を提示。ICカード(Suica、PASMO等)利用可。					
窓口	各バス会社					

## 航空運賃割引

身 知 精

国内線の航空運賃が割引されます。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者(12歳以上) ・同行する介護者
割引内容	運賃の割引 ※航空会社や路線により異なります
利用方法	チケット購入及び搭乗の際に障害者手帳を提示
窓口	各航空会社



## タクシー運賃割引

身 知

千葉県内のタクシー運賃が1割引きになります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳の所持者
割引内容	1割引き ※精神障害者保健福祉手帳については割引が受けられる場合があります。 各タクシー会社にお問い合わせください。
利用方法	乗車の際に障害者手帳を提示
窓口	各タクシー会社



## 福祉タクシー券 市

身 知 精

利用したタクシーの料金の一部(上限)を助成します。

対象者及び 交付枚数	手帳等級		交付枚数
	身体障害者手帳	療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	
	・1級、2級 ・視覚・体幹・下肢の障がいで1～3級 ・腎臓障がい1級で透析のため通院している方		年間24枚(月2枚) 年間48枚(月4枚) 年間96枚(月8枚)
	①申請書 ②障害者手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	年間24枚(月2枚)
内 容	・1枚 810円のタクシー券を交付 ・年度の途中に申請された場合は、申請月から3月までの残りの月数分を交付します。		
必要書類	・障害者手帳を提示し、タクシー券を乗務員に渡すと運賃から上限810円まで差し引きます。 (810円未満の場合、タクシー券を利用してもおつりは出ません。) ・タクシー券は運賃(送迎回送料金を含む)のみに利用できます。 ・利用できるタクシー会社は鎌ヶ谷市と協定を締結した会社に限られます。事前に協定一覧表等でご確認ください。		
その他の 窓口	・タクシー券は1回の乗車につき、1枚のみ利用できます。 ・直近約3年間のうち、1回でも利用実績がある方には毎年3月下旬頃に翌年度のタクシー券を自動的にご自宅に郵送します。利用実績がない方は交付を中止します。利用を希望される場合は再度申請が必要となります。	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)	



## 有料道路通行料金の割引

身 知



有料道路の通行料金が半額になります。

障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が「第〇種」になっているかご確認ください。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者		
割引内容	割引対象の運転者	割引対象の所有者	割引率
	第1種障がい者 (身体、療育) 本人 介護者(本人が同乗)	①本人 ②配偶者 ③直系血族 ④直系血族の配偶者 ⑤兄弟姉妹 ⑥兄弟姉妹の配偶者 ⑦同居の親族 等	半額
第2種障がい者 (身体のみ) 本人			
必要書類	①申請書 ②障害者手帳 ③自動車検査証(軽自動車届済証) ④運転免許証【本人が運転される場合のみ】 ⑤ETCカード(本人名義。18歳未満は親権者名義でも可)【ETCを利用される場合のみ】 ⑥ETC車載器セットアップ申込書・証明書等【ETCを利用される場合のみ】		
利用方法	ETCを利用しない場合→料金所で係員に障害者手帳を提示 ETCを利用される場合→料金所でETCレーンを通過		
その他	2年ごとの更新が必要です。(更新手続きは割引有効期限の2か月前より可能) 自家用車を所有していない方も割引の適用を受けられます。		
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話047-445-1305 FAX047-443-2233 NEXCO 有料道路 ETC 割引登録係 電話045-477-1233 FAX045-474-1110		

## 障がい者等交通費助成 市

身 知 精 難

障がい者施設に通うための交通費の2分の1を助成します。

対象者	鎌ヶ谷市内に住所を有する①身体障害者手帳所持者、②療育手帳所持者、③精神障害者保健福祉手帳所持者、④自立支援医療精神通院受給者証所持者、⑤障害者総合支援法の対象となる難病患者 及びその付添人
対象施設	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護、自立訓練、地域活動支援センター ※複数施設に通所する場合は、主たる通所先1施設に対する助成に限ります。
助成内容	【手順1】月額5,000円を上限として、通所に要する往復運賃の半額(事前決定)×決定経路で通所した1か月の日数(通所報告書で確認) 【手順2】これを請求期ごとに3か月まとめた金額と、3か月定期代の半額を比較して少ない額を助成します。
支給日	7月(4~6月通所分)、10月(7~9月通所分)、1月(10~12月通所分)、4月(1~3月通所分)の月末
必要書類	【1 申請時】①申請書 ②障害者手帳または精神通院受給者証などの写し ③通帳 【2 請求時】①請求書 ②通所報告書
手続きの流れ	1 申請書を提出する。(※通所開始月まで) (申請者→障がい福祉課) 2 審査の上、決定通知書、請求書、通所報告書 (障がい福祉課→申請者) が送付される。 3 支給月の15日までに通所先に通所報告書の証 (申請者→通所先→申請者) 明をもらい、請求書と一緒に市へ提出する。 →障がい福祉課 4 末日に助成金が口座振り込みで支給される。 (障がい福祉課→申請者)
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話047-445-1305 FAX047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナバ
関連

## 駐車禁止除外車両標章の交付

身 知 精

駐車禁止の場所に、ある程度の時間であれば駐車ができる標章が警察より交付されます。

対象者	身体障害者手帳	視覚	1～3級と4級の1	聴覚	2～3級	平衡	3級
		上肢	1級と2級の1・2	下肢	1～4級	体幹	1～3級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能					
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓					
	療育手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2					
その他	精神障害者保健福祉手帳	1級					
	必要書類等は管轄の警察署にお問い合わせください。						
	窓口	鎌ヶ谷警察署 電話 047-444-0110 〒273-0107 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 4-8-35					

## 身体障がい者自動車改造費の助成

市

身



肢体不自由の方が自動車を運転するために必要な改造費が助成されます。

対象者	身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹機能障がい)1級、2級の所持者もしくは配偶者等(1親等)の親族が有する自動車を改造し、本人による運転が可能となること	
内 容	自動車の操縦装置の改造費用を助成。限度額 10万円。	
必要書類	1申請時	①申請書 ②身体障害者手帳 ③運転免許証(写) ④通帳(写) ⑤装置のパンフレット等(改造の個所が確認できるもの) ⑥見積書(改造分の費用が確認できるもの)⑦自動車検査証または車体番号がわかる書類(写)
	2改造後	①請求書 ②領収書(写)
手続の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>改造前に、障がい福祉課へ上記【1 申請時】の必要書類を提出する。</li> <li>障がい福祉課での審査の上、決定通知書と請求書の用紙が送付される。(おおよそ1週間後)</li> <li>障がい福祉課に、上記【2 改造後】の必要書類を提出する。</li> <li>助成金が口座に振り込まれる。</li> </ol>	
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)	

## 身体障がい者運転免許取得費の助成

市

身



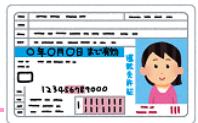
身体障がいのある方が自動車運転免許を取得するのに必要な費用の一部が助成されます。

対象者	身体障害者手帳所持者で本市に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている方	
内 容	手帳等級	助成額
	1～3級および下肢または体幹機能障がい4級	100,000円以内
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>受領証明書又は領収書(写)</li> <li>運転免許証(写)</li> <li>身体障害者手帳(写)</li> <li>通帳(写)</li> </ol>	
手続の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>運転免許得後6か月以内に、障がい福祉課へ上記の必要書類を提出する。</li> <li>障がい福祉課での審査の上、決定通知書が送付される。</li> <li>助成金が口座に振り込まれる。</li> </ol>	
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)	

目次
1 制度観
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 补装具
5 日常生活用具
6 年金等
7 医療
8 税金、料金
9 交通機関
10 日常生活支援
11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナドバ

## 自動車運転免許の無料教習

身



身体障がいのある方が、普通運転免許取得のための訓練を教習料金無料で受けることができます。

対象者	次の①～③すべてに該当する方 ①公共職業安定所(ハローワーク)に求職登録をしている方 ②運転免許試験場の運転適性に合格した方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
内 容	・身体障がいのある方に普通自動車運転講習を行い、運転免許を取得できるようにする。 ・訓練期間…3か月間 ※障がい者用専用宿舎あり(※有料) ・入所月…4月、7月、10月、1月の各月初め
費 用	教習料金は無料(ただし、検定等にかかる 76,550 円は自己負担。)
必要書類	①入所申込書 ②身体障害者手帳の写し ③職業訓練受講通知書 ④運転適性相談票(免許センター発行。内部障がいの方は必要ない場合あり)
その他の窓口	申し込み締め切りは前月の15日まで 身体障害者運転能力開発訓練センター(あずまえん自動車教習所) 電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46

## 住宅改造費の助成

身

身体障がいのある方が、住宅の改造をした場合、費用の一部を助成します。

対象者	次の①～③すべてに該当する方 ①6歳以上65歳未満で本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方 ②市民税非課税世帯の方 ③「肢体不自由(下肢又は体幹に限る。)1級・2級」、「視覚障がい1級・2級」、「移動機能障がい1級・2級」のいずれかに該当する方 ※65歳以上の方と40歳から64歳までの方で「特定の疾病」により介護が必要になった方は、原則として介護保険のサービス、高齢者住宅増改築制度が優先となります。(問い合わせは高齢者支援課まで)
内 容	・原則として住宅の改造費用、機器の設置費用の2分の1を助成。限度額 50 万円。
必要書類	1 申請時 ①申請書 ②身体障害者手帳 ③工事計画書 ④見積書 ※改造前の申請が必要です ⑤第三者が所有する住宅を改造する場合は、承諾書、賃貸契約書の写し 2 改造後 ①完了届 ②請求書 ③領収書(写)
手続の流れ	1 改造前に、障がい福祉課へ上記【1 申請時】の必要書類を提出する。 2 障がい福祉課での審査の上、決定通知書が送付される。 3 障がい福祉課に、上記【2 改造後】の必要書類を提出する。 4 助成金が口座に振り込まれる。
その他の窓口	高齢者・障がい者等が居住する既存住宅(新築後10年以上経過した住宅で、賃貸住宅を除く)の改修工事をした場合に、一定の要件を満たすことにより固定資産税(家屋)を軽減する制度があります。問合せ先 市役所課税課 047-445-1105 障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)